

Ⅲ 助産婦の勤務体制・労働条件

助産婦をはじめとする産科看護要員が、「Ⅱ 産科病棟の実態」で述べたような状況で、産科看護業務を行なっているわけであるが、その時の産科看護要員の勤務体制・労働条件について助産婦を中心にみてみた。

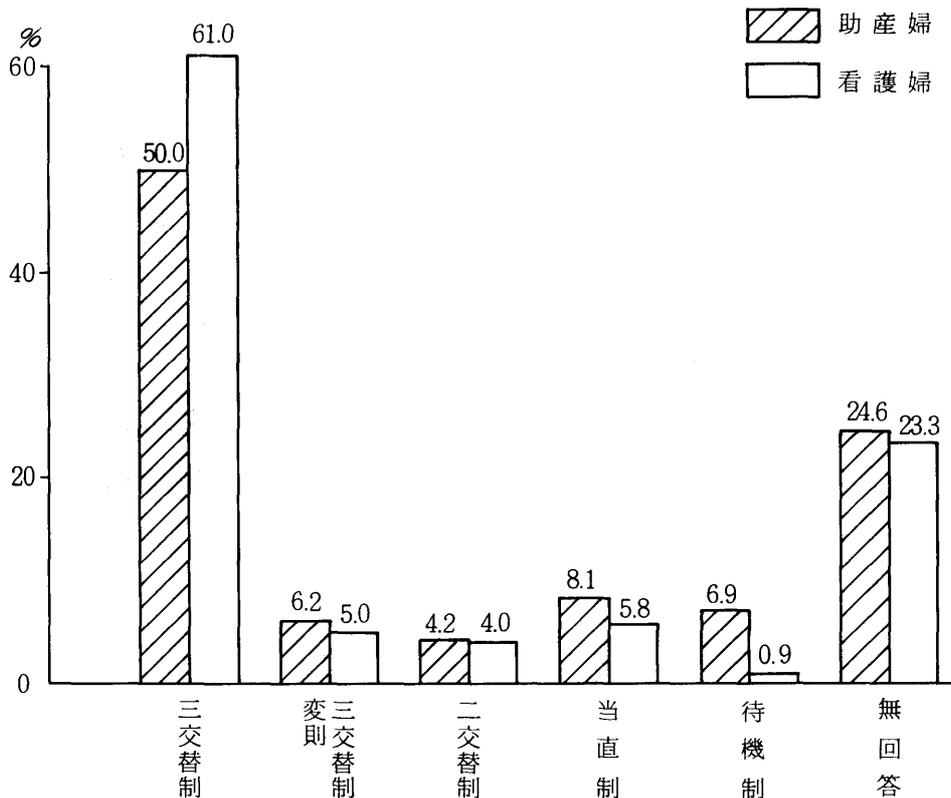
1. 勤務体制

(1) 勤務体制

同じ産科病棟に勤務する産科看護要員でも助産婦は、助産業務を行なうということ、人員などの制約から、看護婦等の他の産科看護要員と同じ勤務体制がとりにくいといわれている。

今回の調査では、産科病棟に働く助産婦と看護婦の勤務体制をきいた。

助産婦は「三交替制」をとる施設の割合が看護婦よりも少なかった〔図Ⅲ-1〕。産科病棟に働



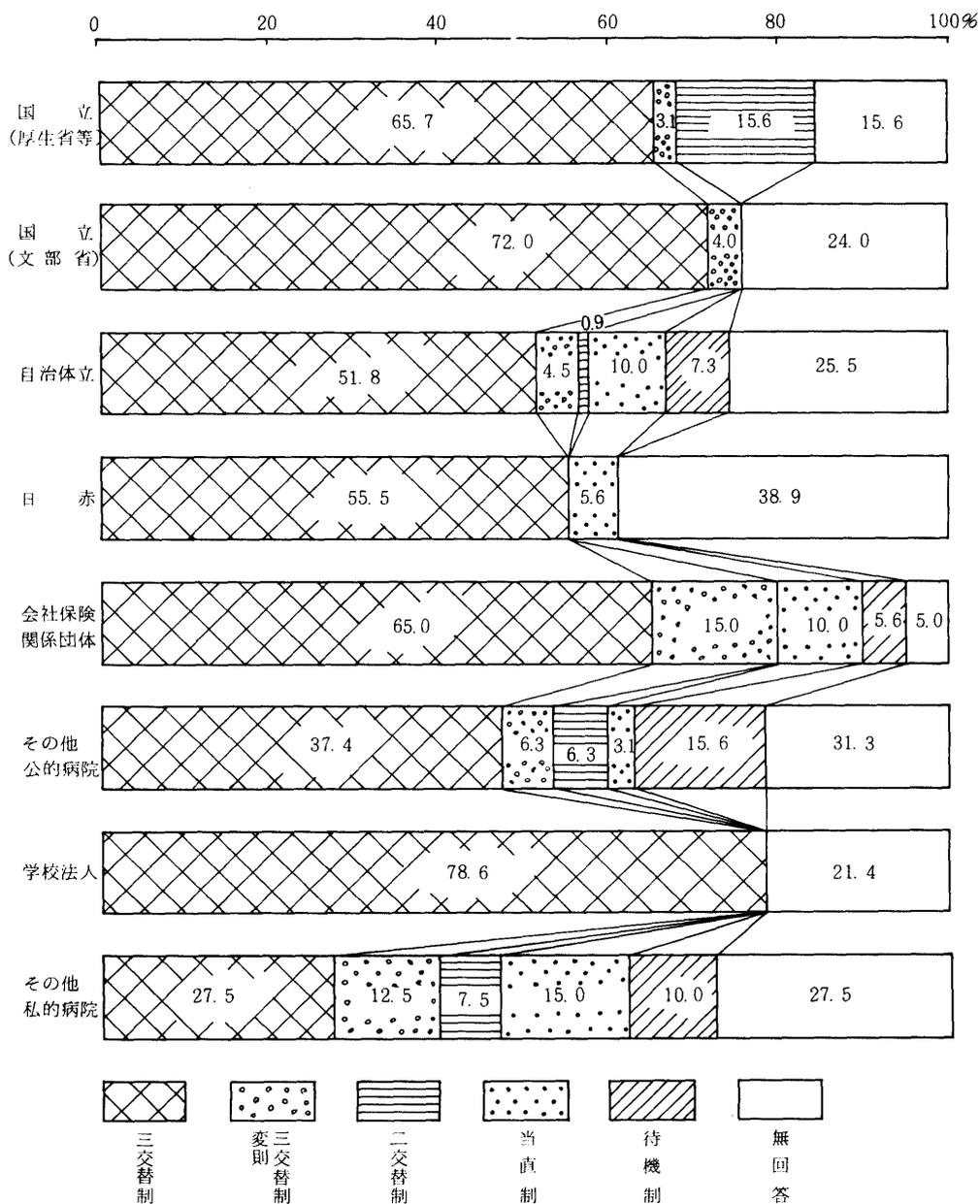
〔図Ⅲ-1〕 産科病棟の助産婦・看護婦の勤務体制

く、助産婦と看護婦が、異なる勤務体制である施設は23.8%であった。

設置主体別に、助産婦の勤務体制をみると「国立（文部省）」「学校法人」では、「三交替制」

をとる比率が高く、いずれも70%以上であった〔図Ⅲ-2〕。

助産婦が「待機制（オンコール）」をとる施設は、「総合病院」でない「その他の病院」，「混



〔図Ⅲ-2〕 設置主体別助産婦の勤務体制

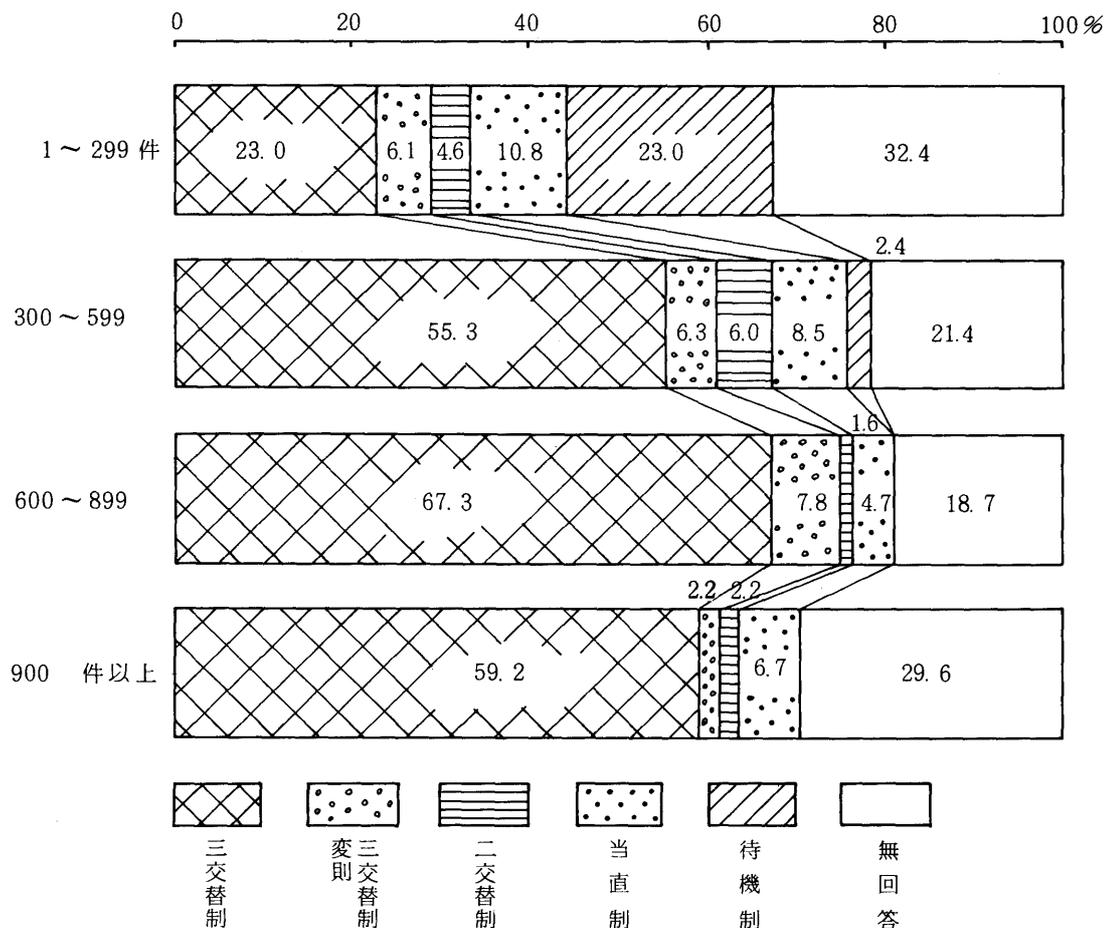
合病棟」に多く、それぞれ 20.0%、14.6%であった。

助産婦の勤務体制について、産科看護単位の病床数、分娩件数、産科看護要員総数とのそれぞれの関連をみた。

病床数との関連では、病床数が「40床以上」となると、助産婦が「三交替制」をとる施設の割合が半数以上となる。

分娩件数との関連では、分娩件数が少ない「299件以下」の施設では、助産婦が「三交替制」をとる施設の割合が少なく、「当直制」「待機制（オンコール）」の割合が多くなる。年間分娩件数が「300件以上」となると、助産婦が「三交替制」をとる施設の割合が半数以上となる〔図Ⅲ-3〕。

産科看護要員総数との関連では、看護要員数が「15人以上」、産科看護要員中の助産婦の割合が



〔図Ⅲ-3〕 年間分娩件数別助産婦の勤務体制

「25%以上」になると、助産婦が「三交替制」をとる施設の割合が半数以上となる〔図Ⅲ-4〕。

助産婦の勤務体制が、半数以上「三交替制」であるという施設の概況をおおまかにまとめると、産科看護単位の病床数「40床以上」、年間分娩件数「300件以上」、産科看護要員総数「15人以上」、産科看護要員中の助産婦の割合「25%以上」ということになる。

(2) 勤務時間帯別産科看護要員の配置

このような勤務体制で、産科看護要員は、勤務時間帯別にどのように産科病棟に配置されているのかをみた。

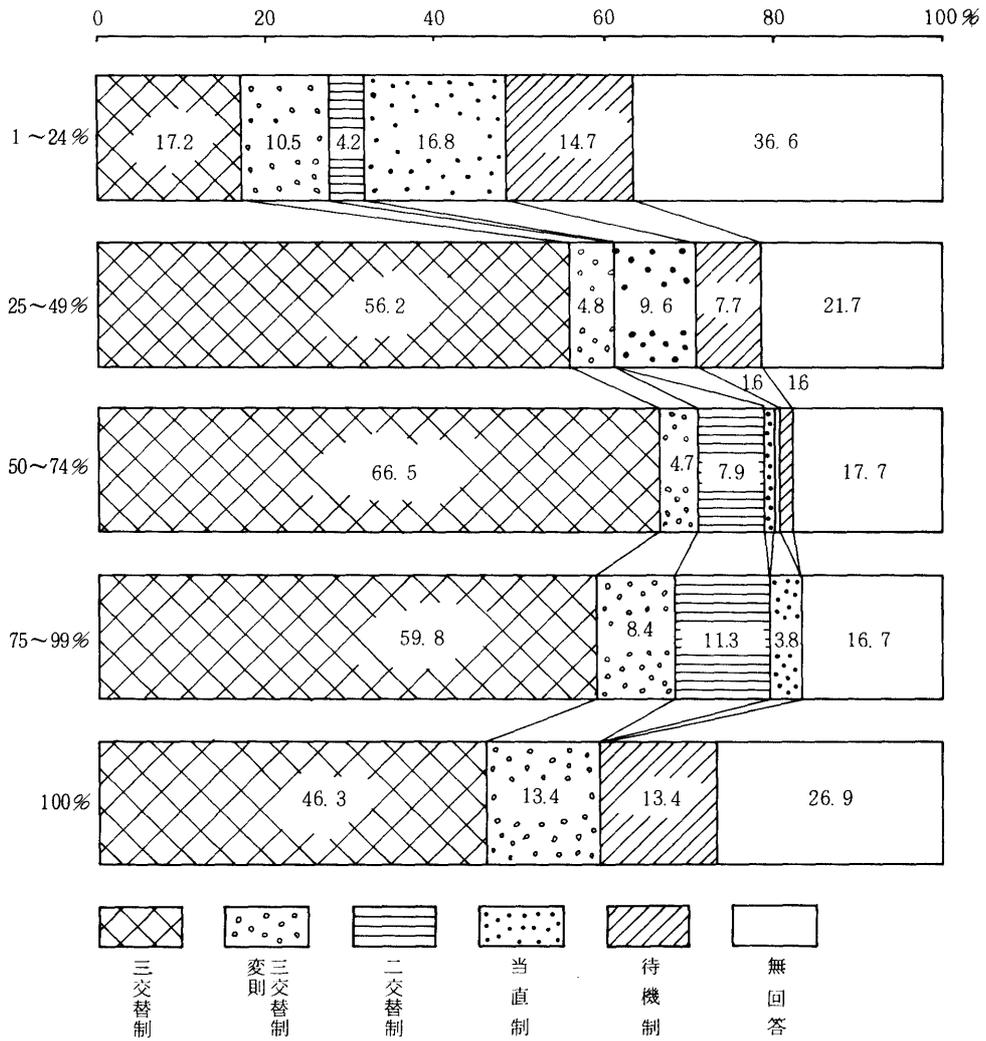
日勤、準夜、深夜の勤務時間帯に配置されている産科看護要員数の分布を示した〔図Ⅲ-5〕。

勤務時間帯別の平均産科看護要員数は、日勤8.3人、準夜2.9人、深夜2.9人であった。

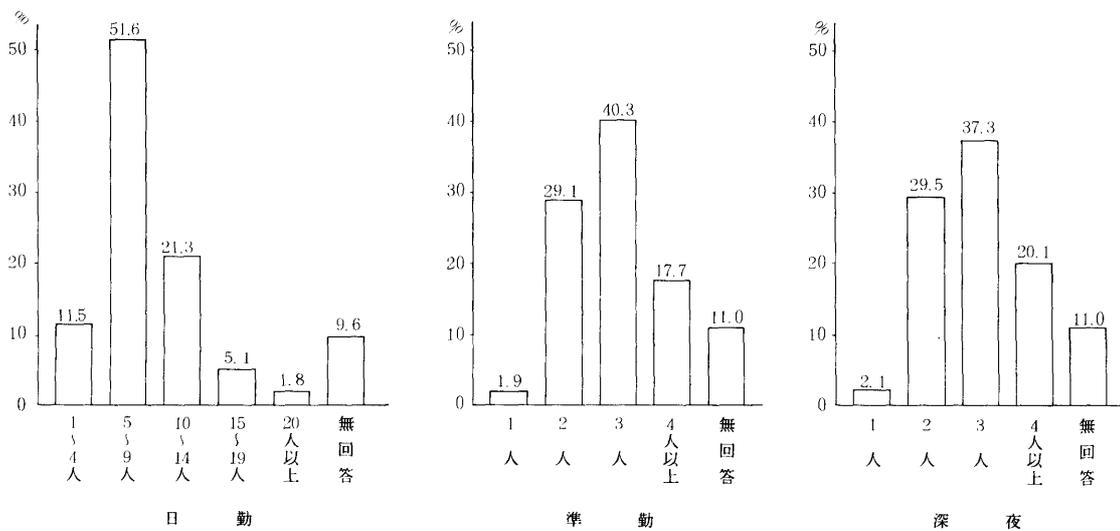
夜間、産科病棟に、産科看護要員として助産婦が必ずいるかどうかは、重要なことである。

どのような勤務体制にし、夜間、助産婦が必ずいる施設は8割近かった。夜間、「待機制(オンコール)」をとるなどして、必ずしも助産婦がいない施設が1割以上あった〔図Ⅲ-6〕。

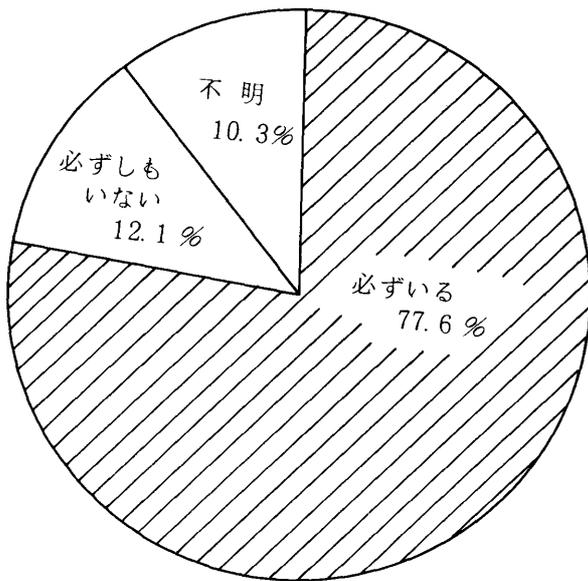
夜間必ず助産婦がいるかどうかについては、年間分娩件数、助産婦数と関連がある。年間分娩件数が「199件以下」であると、夜間必ず助産婦がいる施設の割合は、33.9%にすぎないが、「200~299件」「300~399件」「400~999」「1000件以上」と増えるにつれ、その割合が、55.1%、



〔図Ⅲ-4〕 産科看護要員中の助産婦の割合別にみた助産婦の勤務体制



〔図Ⅲ-5〕 勤務時間帯別産科看護要員数



〔図Ⅲ-6〕 夜勤時間帯の助産婦の有無

77.2%, 89.9%, 100%と高くなる。

また、助産婦数が「1～4人」の施設では、夜間必ず助産婦がいる施設の割合は、41.0%にすぎないが、「5～9人」「10～14人」「15人以上」と助産婦が増えるにつれ、その割合は、91.2%、96.2%、100%と高くなる。

夜間の正常分娩介助者を、A. 助産婦のみ、助産婦と他の看護要員、B. 医師と助産婦、医師と助産婦と他の看護要員、に類別してみると、Aのような正常分娩介助に医師がかかわらない施設の

方に、夜間必ず助産婦がいる割合が高った〔図Ⅲ-7〕。

2. 労働条件

産科病棟に勤務する助産婦は、他の産科看護要員よりも、厳しい労働条件で働いているといわれている。今回の調査では、夜勤回数、夜勤中の所定休憩時間、月間超勤時間のそれぞれの項目について、産科病棟に勤務する助産婦と看護婦とを比較してみた。

(1) 夜勤回数

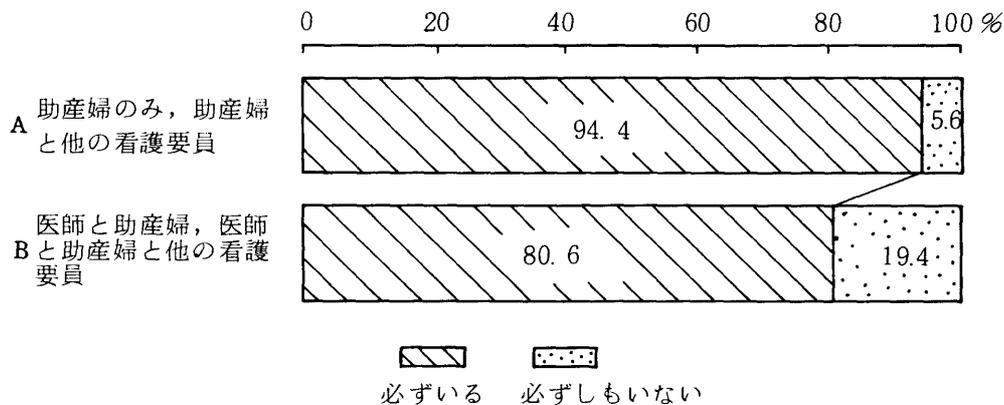
産科病棟に勤務する助産婦と看護婦で交替制勤務に従事している者の、月間平均夜間勤回数をきいた。

今回の調査では、準夜、深夜をそれぞれ夜勤回数1回と数えた。

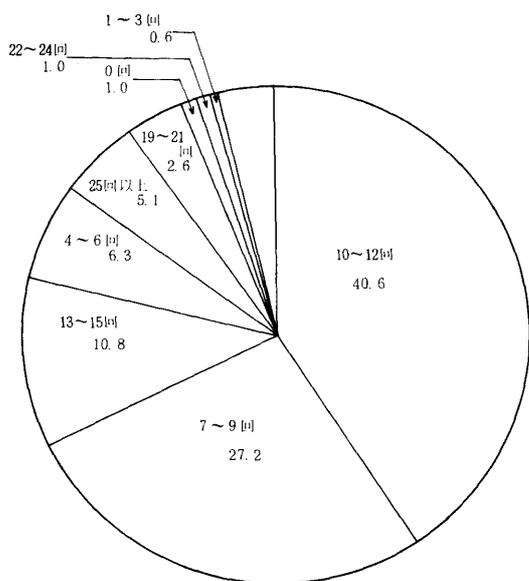
助産婦については、夜勤回数「10～12回」が40.6%、「7～9回」が27.2%を占め、月間平均夜勤回数は11.2回であった〔図Ⅲ-8〕。

看護婦については、夜勤回数「10～12回」,「7～9回」がそれぞれ33.8%、34.5%を占め、月平均夜勤回数は、10.9回であった〔図Ⅲ-9〕。

産科病棟に勤務する助産婦と看護婦は、同じ交替制という勤務体制をとった場合夜勤回数の差は



〔図Ⅲ-7〕 夜間正常分娩介助者別、夜勤時間帯の助産婦の有無



【図Ⅲ-8】 助産婦の夜勤回数 (単位%)

あまり認められなかった。

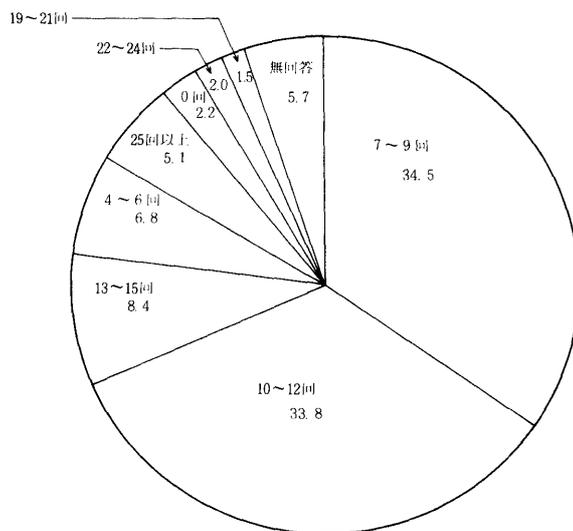
『昭和50年病院等看護職の労働実態調査』¹⁾によれば、「三交替制」,「夜勤専従制」についての看護職の1ヶ月の平均夜勤日数は9.5日であった。また、『昭和52年会員実態調査』²⁾によれば、日本看護協会の会員のうち夜勤に従事し、「三交替制」「変則三交替制」についている会員の月平均日数は9.8日であった。

これらと比較すれば、産科病棟に勤務する看護職は、他の病棟に勤務する看護職にくらべて、1ヶ月の夜勤回数は多いといえる。

(2) 夜勤中の所定休憩時間

交替制をとっている施設での産科病棟の、夜勤中の所定休憩時間を、準夜、深夜それぞれについてきた。なお、これについては、助産婦、看護婦等の職種別にはきかなかった。

準夜については、「40~49分」,「60~74分」が23.1%, 21.3%と多く、平均の所定休憩時間は、48.8分であった。休憩時間が明示されていない施設が14.6%あった〔図Ⅲ-10〕。

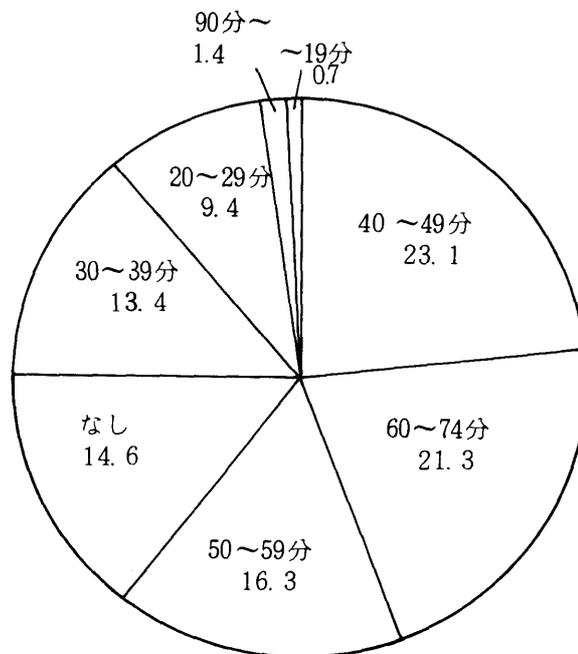


(単位%)

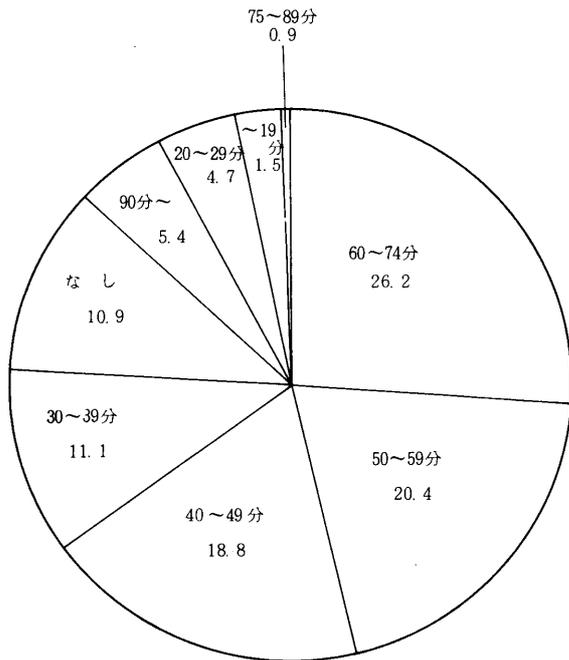
【図Ⅲ-9】 看護婦の夜勤回数 (単位%)

深夜については、「60~74分」,「50~59分」

が26.2%, 20.4%と多く、平均の所定休憩時間は、準夜よりも長く、54.1分であった。深夜において、所定休憩時間が明示されていない施設が1割ほどあった〔図Ⅲ-11〕。



【図Ⅲ-10】 準夜の所定休憩時間 (単位%)



〔図III-11〕 深夜の所定休憩時間 (単位%)

設置主体別に、夜勤の所定休憩時間(準夜深夜)の平均値をみた〔表III-1〕。

「国立(文部省)」では、準夜、深夜とも、平均所定休憩時間が一番短かかった。「学校法人」「その他私的病院」では、準夜、深夜とも平均所定休憩時間が長い傾向があった。

また、「国立(厚生省等)」では、準夜、深夜とも、所定休憩時間が明示されていない施設、及

〔表III-1〕 設置主体別平均所定休憩時間 (準夜・深夜)

設置主体	所定休憩時間	
	準夜	深夜
全 体	48.8分	54.1分
国 立(厚生省等)	48.9	52.1
国 立(文 部 省)	41.7	43.8
自 治 体 立	46.7	51.3
日 赤	44.8	48.2
社会保険関係団体	49.9	56.5
その他公的病院	49.3	62.7
学 校 法 人	56.3	62.2
その他私的病院	57.7	60.4

び20分未満の施設は、全くなかった。

これに対して、準夜では、「自治体立」「その他公的病院」で、所定休憩時間が明示されていない施設が、2割近くもあり、深夜では、「自治体立」「日赤」「その他公的病院」で、所定休憩時間が明示されていない施設が、15%前後あった〔図III-12〕。

(3) 月間超勤時間

これまでの分析によれば、たしかに、産科病棟に勤務する産科看護要員は、他の病棟の看護要員とくらべると、1ヶ月の夜勤回数は、かなり差があり多い。だが、産科看護要員の間での、助産婦と看護婦の1ヶ月の夜勤回数には、同じ交替制をとるかぎりには、その差はなかった。また、産科病棟の夜勤中の所定休憩時間については、他の病棟にくらべて、かなり長いという状況であった。

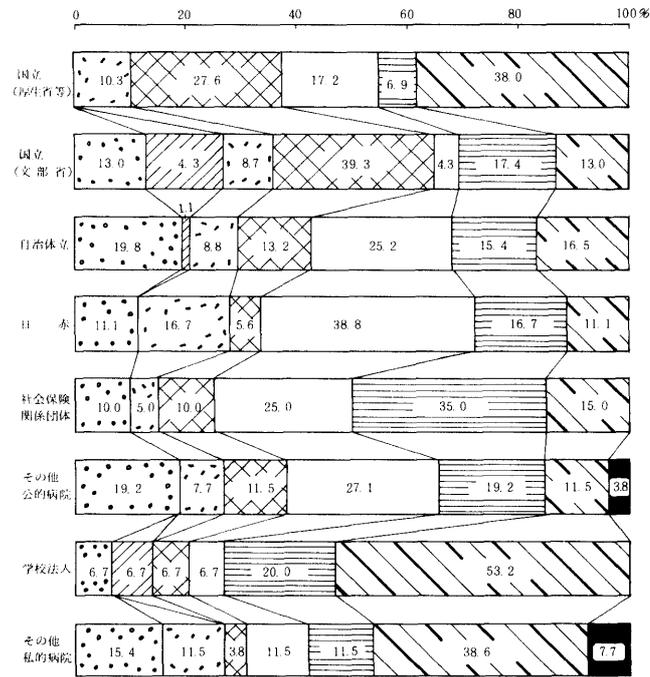
次に、産科看護要員の昭和52年10月現在の月間超勤時間を、助産婦、看護婦それぞれにきいた。

超過勤務を行なっているものだけの、月間平均超勤時間は、助産婦11.4時間、看護婦8.6時間であった。超勤をしていないものも含めた全体の月間平均超勤時間は、助産婦10.2時間、看護婦7.1時間であった。産科病棟における、助産婦と看護婦との月間超勤時間の差は、助産婦が3時間近く長く、かなり大きかった。

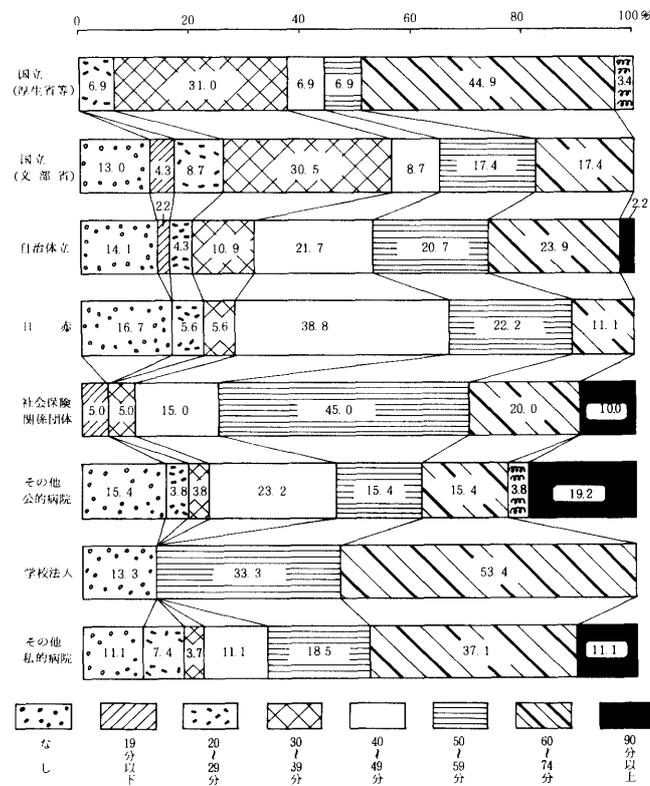
『昭和52年会員実態調査』によれば、昭和52年10月現在の、超勤をした会員の月間平均超勤時間は10.8時間であった。また、超勤をしていないものも含めた、全体の月間平均超勤時間を業務別にみた時、保健婦3.3時間、助産婦9.4時間、看護婦9.3時間であった。

これらと比較すると、今回の調査の対象となった施設の産科看護要員の月間平均超勤時間は、日看協会員である看護職のそれよりも少し長く、特

(a) 準夜



(b) 深夜



〔図Ⅲ-12〕 設置主体別所定休憩時間

に助産婦は、日看協会員の助産婦よりも、月間平均超勤時間は、約1時間ほど長かった。

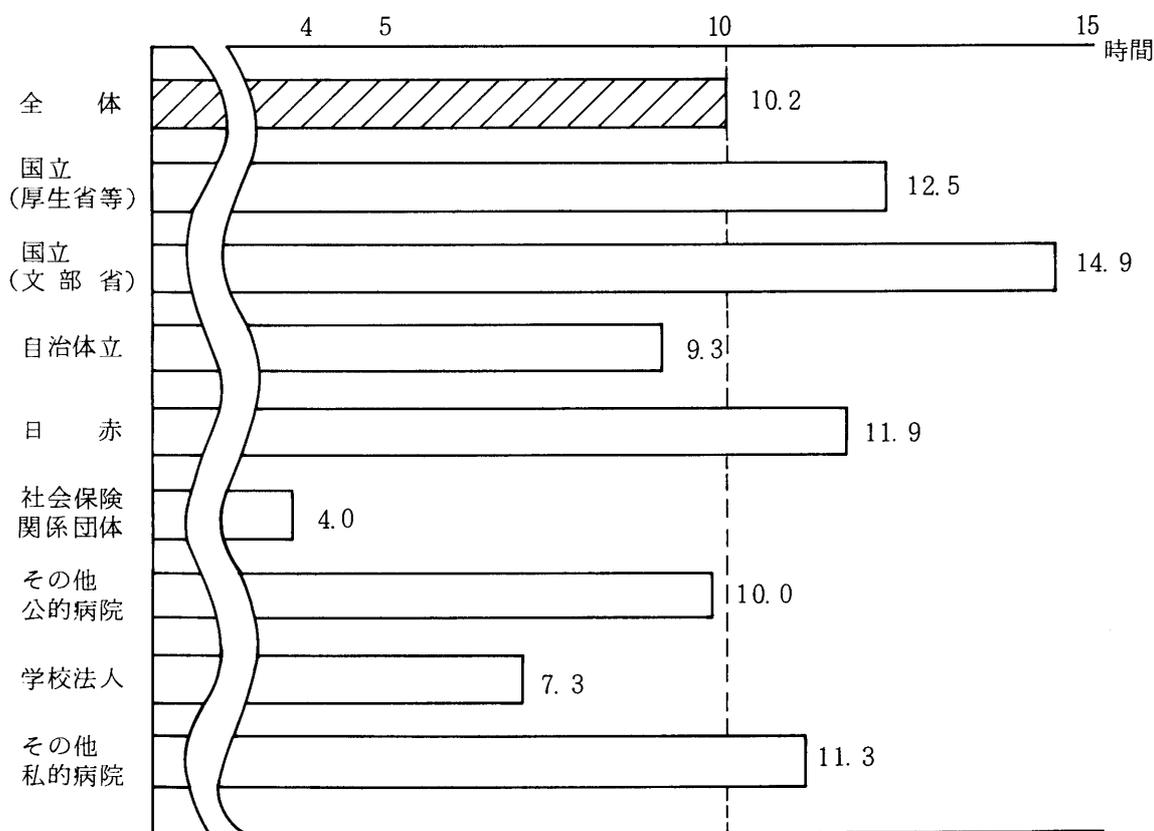
今回の調査の産科病棟に勤務する看護婦は、日看協会員の看護婦よりも、月間平均超勤時間は、2時間ほど短かった。

産科病棟に勤務する助産婦と看護婦の月間平均超勤時間を設置主体別にみってみた。

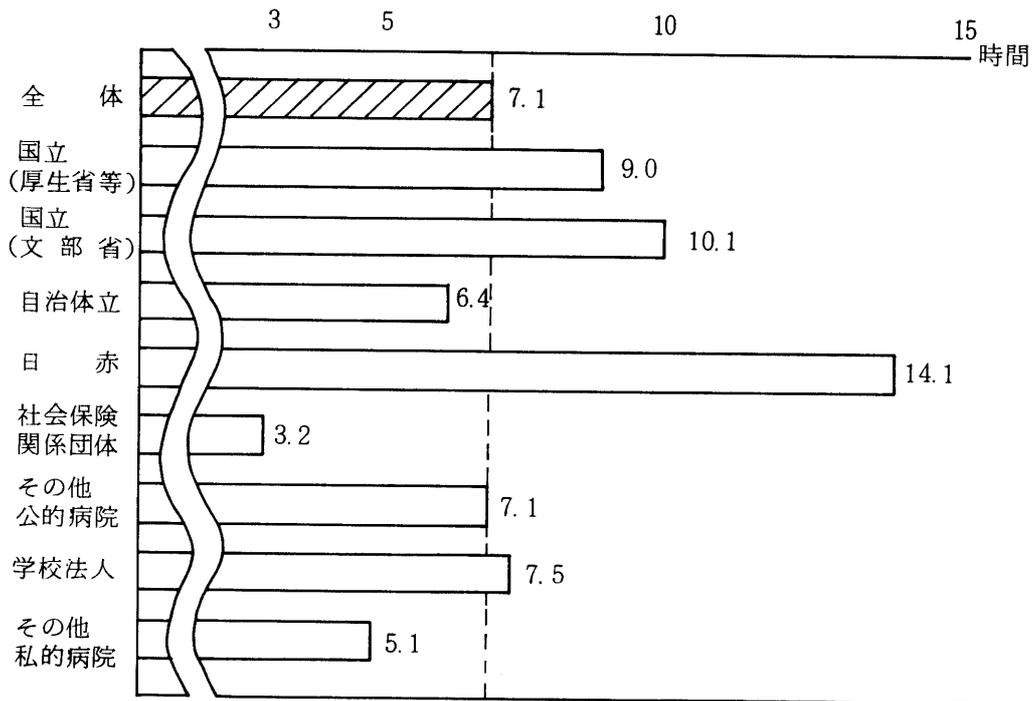
助産婦も看護婦も、同じような傾向を示していた。いずれも「国立（文部省）」「国立（厚生省

等）」「日赤」において、月間平均超勤時間が長かった。「社会保険関係団体」では、助産婦も看護婦も月間平均超勤時間が一番短かった〔図Ⅲ-13, 図Ⅲ-14〕。

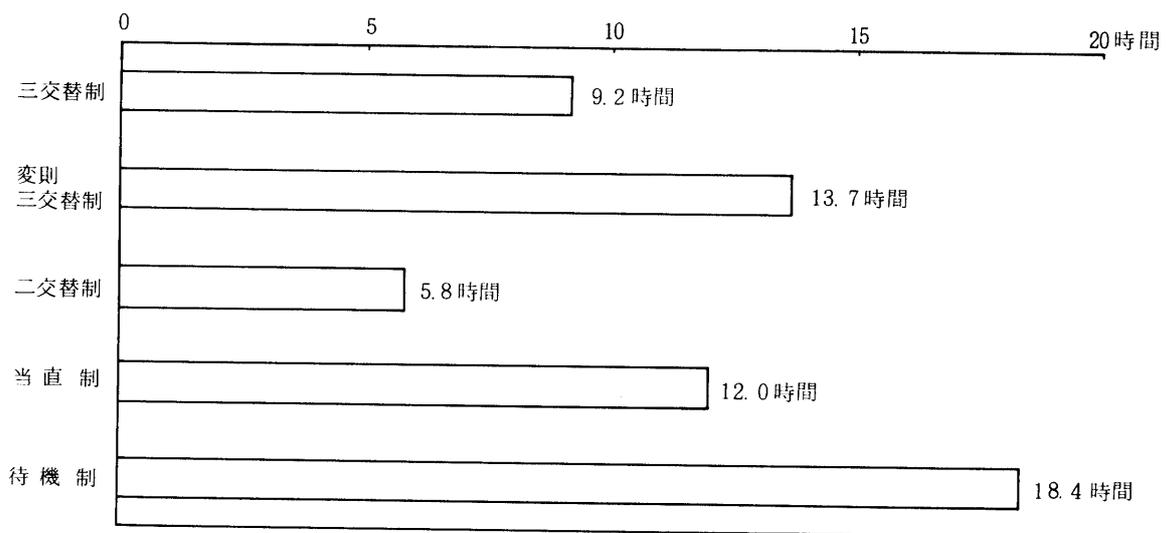
超過勤務をしている助産婦の月間平均超勤時間を勤務体制別にみると、やはり「待機制（オンコール）」をとっている施設、「当直制」の施設では月間平均超勤時間が長くなっていた〔図Ⅲ-15〕。



〔図Ⅲ-13〕 設置主体別助産婦の月間平均超勤時間



〔図Ⅲ-14〕 設置主体別看護婦の月間平均超勤時間



〔図Ⅲ-15〕 勤務体制別助産婦の月間平均超勤時間

(超勤を行なっている施設のみ)

注

- 1) 「日本看護協会調査研究報告」〈No.3〉
昭和51年度
- 2) 「日本看護協会調査研究報告」〈No.6〉
昭和53年度

・1), 2) の調査は看護職個人に対するもので、今回の調査は施設調査であるため、比較している部分については、この点を考慮されたい。